

質問 と 回答

	質問	回答
1	<p>標準的には、(A)図のように耐力壁部基礎はGL+400上げと思うが、(B)図のとおり民家の基礎は一般的に土間上のため、レベルを合わせて基礎を土間下に下げることが可能でしょうか。</p> 	<p>新設の基礎は、その上に設置される耐力壁に作用した力を地盤に伝達する役割を担います。ご質問いただいた図のように耐力壁の幅分しか基礎がないと、耐力壁と一緒に基礎が回転してしまい、基礎の役割を果たすことができません。最低でも壁の左右に半間(920mm)分の基礎を設置して下さい。つまり、新設する基礎の長さは、920mm×3=2,760mmとなります。なお、新設基礎は(A)のように土台の上に拡幅しても(B)のように下に拡幅しても構いません。</p>
2	<p>①A工法かさ上げルールについて かさ上げルールを使用した場合、かさ上げ材を土台とみなす、とありますが、かさ上げルールと筋交を併用する場合、筋交についてもかさ上げ材を土台とみなしてよいものでしょうか。 特にメーカーの筋交金物を使用する場合など、メーカーの想定している使用状況と異なるため、かさ上げルールと筋交は併用できないように思いますがいかがでしょうか。 また、筋交を釘で止めつける場合はかさ上げルールと併用しつつ、耐力を見込んでよいでしょうか。</p>	<p>筋かい端部に発生する引張力によって、かさ上げ材には土台から引き剥がす方向の力が発生します。この力に対してかさ上げ材を留めた釘またはビスの強度が十分上回っていることが確認できれば併用は可と考えます。かさ上げ材の釘またはビスの強度が確認できない場合は併用は不可です。</p>
3	<p>②有効寸法の範囲について A233など大壁の場合、有効寸法の範囲は合板等を施工する柱の芯々間の距離と認識しておりますが、これは真壁についても同様でしょうか。 受材を介して力を伝達するというので、真壁であれば合板両端部間の長さが有効寸法の範囲に収まっていればよいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>真壁の場合、合板と柱の力の伝達を考えると、ご質問の通り柱の内法が有効寸法以内であれば所定の耐力は発揮されるものと考えます。ただし、壁基準耐力を壁1枚あたりの耐力に換算するときの壁長さは、有効寸法の最大値であるW=1,000mmを用いるのが妥当です。</p>